

監査委員公表第11号
令和5（2023）年11月30日

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土田 茂博

柏崎市監査委員 内山 万寿男

柏崎市監査委員 星野 正仁

記

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

令和4（2022）年4月1日から令和5（2023）年3月31日までに執行した財務に関する以下の事務

監査対象課	監査対象事務
教育委員会 教育総務課 (含 学校給食共同調理場)	ア 税外収入金の徴収事務 (ア) 教育財産目的外使用料 (イ) 小学校給食費 (ウ) 中学校給食費 イ 報酬の支給事務 (ア) 教育委員 (イ) 奨学金貸付選考委員会 (ウ) 事務評価委員会 (エ) 学区等審議会 (オ) 学校給食運営委員会 ウ 契約事務 (ア) 修繕請負契約 (イ) 業務の委託契約 (ウ) 建設工事請負契約 エ 補助金の交付事務 (ア) 柏崎市奨学金償還補助金 (イ) 教育研究会研修費補助金 (ウ) 小中学校長会連絡協議会運営補助金 (エ) 特別支援学校児童生徒就学費補助金

	(オ) 新潟産業大学附属高校運営費補助金 (カ) 新潟産業大学附属高校建設費補助金 (キ) 遠距離児童生徒通学費補助金
教育委員会 図書館	ア 税外収入金の徴収事務 (ア) 教育財産目的外使用料 (イ) 資料紛失・損傷弁償金 (ウ) 光熱水費等使用者負担金 イ 報酬の支給事務 図書館協議会委員報酬 ウ 契約事務 (ア) 修繕請負契約（自課執行分） (イ) 業務の委託契約
教育委員会 博物館	ア 税外収入金の徴収事務 (ア) 教育財産目的外使用料 (イ) 常時展示入館料 (ウ) プラネタリウム入館料 (エ) 飯塚邸入館料 (オ) 飯塚邸使用料 イ 報酬の支給事務 (ア) 文化財保護審議会委員報酬 (イ) 博物館運営協議会委員報酬 ウ 契約事務 (ア) 修繕請負契約 (イ) 業務の委託契約 エ 補助金の交付事務 (ア) 柏崎市綾子舞保存振興事業補助金 (イ) 柏崎市文化財における災害関連事業費補助金 (ウ) 柏崎市文化財保存事業費補助金 オ 財産管理事務 美術品の保管状況

(2) 選定理由

監査の対象とした事務については、各業務統制担当課から財務事務の執行に係る適正な事務処理について周知されていること及び監査対象課の特殊性などを考慮のうえ、監査対象課の実効性と周知内容の有効性などを検証するため監査対象とする。

2 監査の目的

財務に関する事務の執行が法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、今後の行政運営に資することを目的とする。

3 監査対象事務及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、監査対象事務の主な着眼点を次のとおり設定した。

監査対象事務	主な着眼点
(1) 税外収入金の徴収事務	ア 調定は適正に行われているか。 イ 納入の通知は適正に行われているか。 ウ 使用許可手続は適正に行われているか。 エ 現金の取扱いは適正に行われているか。 オ 領収書の取扱いは適正に行われているか。 カ 納期限までに納入がされていない場合の督促及び延滞金の徴収は適正に行われているか。 キ 関係帳簿の整理は適正に行われているか。
(2) 報酬の支払事務	ア 委嘱手続は適正に行われているか。 イ 支払対象者及び支払金額の把握、計算は適正に行われているか。
(3) 契約事務	ア 契約の方法、手続は適正に行われているか。 イ 契約締結事務は適正に行われているか。 ウ 契約の履行確認は適切に行われているか。
(4) 補助金等の交付事務	ア 交付要綱は整備されているか。 イ 事務手続は適正に行われているか。 ウ 交付対象及び交付金額の把握、計算は適正に行われているか。
(5) 財産管理事務	ア 美術品が適切な方法及び場所で保管されているか。

4 実施する手続の内容

財務に関する事務の執行が法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また、各業務統制担当課の指示に基づく事務処理が適正に行われ、かつ有効に機能しているかなどを、関係帳簿及び証拠書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施する。

5 監査の期間

令和5（2023）年10月1日から令和5（2023）年11月9日まで

第2 監査の結果

監査を実施したところ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。